最終更新日：2015年8月7日

三浦工業株式会社
代表取締役社長 高橋　祐二
問合せ先：経営企画室
証券コード：6005
http://www.miuraz.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的に企業価値を高めていくためには、株主をはじめとする会社を取り巻くステークホルダーの権利・利益を尊重し、良好な関係を築いていくことが重要であると認識しております。
このような認識の下、公正で透明性や効率性の高い経営を目指して管理体制の充実に取り組むことが当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、重要な経営課題と考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	11,912	9.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,460	6.75
株式会社伊予銀行	5,329	4.25
株式会社愛媛銀行	5,017	4.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	4,967	3.96
三浦工業従業員持株会	4,558	3.64
愛媛県	3,000	2.39
公益財団法人三浦教育振興財団	3,000	2.39
野村信託銀行株式会社（投信口）	2,984	2.38
いよぎんリース株式会社	2,906	2.32

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	16 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山本卓也	弁護士								○			
佐伯直輝	公認会計士						△					
仲井清眞	学者										○	

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本卓也	○	○	山本卓也氏は第一総合法律事務所に所属しております。当社が平成26年度に同法律事務所に支払った弁護士費用の合計額は僅少であります。	山本卓也氏は、過去に直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務やコンプライアンスに精通しており、また、企業経営を統治する十分な見識を有しているため、今後も引き続き独立役員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、当社取締役会において独立役員として指定いたしました。
佐伯直輝	○	○	佐伯直輝氏は、2012年6月までえひめ有限責任監査法人に所属しておりました。当社は、2013年3月期まで有限責任監査法人トーマツおよびえひめ有限責任監査法人に共同監査を依頼しておりましたが、2014年度以降、有限責任監査法人トーマ	佐伯直輝氏は、過去に直接企業経営に関与した経験はありませんが、公認会計士ならびに税理士の資格を有しており、監査法人や公認会計士・税理士業務の経験から監査、会計、税務等企業実務に精通しております。当社業務執行の適法性確保のため、極めて有益な方であり、独立役員としての職務を適切に遂行して

			ツに対してのみ会計監査を依頼しております。	いただけるものと判断し、当社取締役会において独立役員として指定いたしました。
仲井清眞	○	○	社外取締役の仲井清眞氏は、愛媛大学の名誉教授ですが、当社は、同大学に研究支援目的で6,000万円（2015年3月期実績）の寄付を行っております。	仲井清眞氏は、大学教授として豊富な経験と高い見識を有しており、独立役員として独立の立場で幅広い視点からご意見をいただけるものと判断し、当社取締役会において独立役員として指定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	5	2	2	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査室と連携して監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けていません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人から監査計画や監査重点項目の説明を受けるほか、中間・期末決算毎の会計監査結果および支店等の監査実施状況の報告を受け、必要に応じて意見交換を行います。
また、内部監査室は、各部門および子会社の資産、会計、業務等の全般に関して定期的に内部監査を実施し、監査結果は、各取締役に報告します。半期毎の内部監査計画と監査実施状況についても、監査等委員会に報告します。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

社内取締役（監査等委員を除く。）に株式報酬型ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

社内取締役（監査等委員を除く。）への企業価値増大への意欲や株主重視の経営意識を一層高め、これまで以上に株主と株価変動のメリットとリスクを共有する仕組みを設けるため、株式報酬型ストックオプション制度を導入し、社内取締役（監査等委員を除く。）に対して、株式報酬型ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当期における当社の取締役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。
取締役11名に対し支払った報酬額 4億3千2百万円

上記の報酬等の総額には、次の金額を含めて記載しております。
・当年度の報酬として計上した株式報酬型ストック・オプション報酬額8千2百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について「役員報酬取扱要領」に定めております。各取締役の報酬等の額は、この「役員報酬取扱要領」に基づいて、代表取締役の合議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を補佐する専従スタッフは配置しておりません。
取締役会資料は、原則として会日の3 日前までに取締役全員に対し社内メールにより開示しています。
また、当社の社外取締役は全員監査等委員であるため、社外取締役に対しては、取締役会開催直前の監査等委員会において、常勤監査等委員である取締役が説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

【取締役、取締役会、執行役員会】
当社は、平成16年4月に執行役員制度を導入し、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能の分離に努めております。
取締役会は、平成27年7月1日現在、取締役16名で構成され、毎月上旬に開催するほか、必要の都度臨時取締役会を開催して迅速な意思決定に努めるとともに、代表取締役及び業務執行取締役の業務執行の適法性・妥当性について監督を行っております。取締役会は、経営方針の決定と重要事項の審議・決議を行うとともに、代表取締役以下の業務執行を監督しております。
執行役員会は、平成27年7月1日現在、執行役員28名(うち、取締役兼務者11名)で構成され、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務執行に関する事項を協議・決定し、スピーディな業務執行に努めております。

【監査等委員、監査等委員会】
当社の監査等委員は、平成27年7月1日現在、5名のうち3 名が社外取締役となっております。監査等委員会は、原則として取締役会開催に合わせて毎月1回開催し、監査方針、監査計画、業務分担を決定するほか、各監査等委員から、当社及び国内外子会社の業務や財政状況の監査結果について報告を受け、協議しております。監査等委員の監査活動は、社内の重要な会議に出席するほか、本社、主要な事業所・子会社の調査等を実施し、代表取締役その他の業務執行者に対する監査・監督を行っております。
また、監査等委員は、会計監査人から監査計画、監査重点項目や監査の実施経過等について報告を受け、必要に応じて意見交換を行うとともに、内部監査室から監査計画と監査結果について定期的に報告を受けるなど、連携を密にして効率的な監査を実施するよう努めております。

【内部監査】
内部監査は、取締役社長直轄の内部監査室(スタッフ4名)を設置し、子会社を含めた各部門の資産、会計、業務等の全般に関して経営方針、関係法令、社内規程等に準拠して適正に行われているか定期的に内部監査を実施するとともに、必要に応じて改善・提言等を行っております。監査結果は、定期的に取締役社長、業務担当取締役及び監査等委員会に報告します。

【会計監査】
当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人に「有限責任監査法人トーマツ」を選任しております。
なお、同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2015年6月26日をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
従来より、監査役5名（うち3名は、会計や法務の専門家である社外監査役）による、代表取締役を中心とした業務執行機関に対する監督・監視機能は十分に機能しておりましたが、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの更なる充実を目指し、現状の体制を採用しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年1 回以上、本社のある愛媛県松山市において一般投資家向けにIR セミナーを開催し、代表取締役社長から業績や経営戦略を説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に東京にてアナリスト・機関投資家向けに10名程度のスモール・ミーティング形式で決算説明会を数回開催し、代表取締役社長から業績や経営戦略を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページには、決算短信、英文財務諸表、決算説明会資料、株主総会の年次報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR 担当部署は経営企画室、IR 担当役員は経営企画室担当取締役です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ミウラグループ企業行動規範を制定し、会社を取り巻くステークホルダーの利益の尊重に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成19 年2 月に当社グループの本社・北条工場(松山市)で環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001 を認証取得し、環境保全への取り組みを推進しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営戦略や事業目的を組織として適正かつ効率的に達成するため、業務の効率性を高め、情報の信頼性を確保するとともに法令遵守の体制を構築していくことが内部統制システムの基本であると考えております。さらに法令を遵守することはもちろん、企業倫理に照らして誠実かつ公正に業務を遂行することが重要であると認識しております。
この方針に基づき、取締役（監査等委員を含む）および執行役員等で構成される「コンプライアンス委員会」を設置し、「ミウラグループ企業行動規範」の周知徹底に努めております。また、従業員に対して社内のほか社外弁護士を相談窓口とする内部通報制度を導入し、社内不祥事情報の早期収集を図っています。
リスク管理については、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、当社の経営目標の達成を阻害するさまざまなリスクのうち、特に品質、環境、情報セキュリティ、財務、コンプライアンス、労働災害、災害問題等を主要な対象リスクとして、これらの部門を担当する各執行役員がリスクマネジメント推進者となってリスク管理の推進と対応策の整備に努めております。また、リスク管理に関する方針の策定やリスク対応策は、執行役員会において審議し、そのうち重要案件については取締役会で審議しております。
なお、平成18 年5月開催の取締役会において、会社法および会社法施行規則に基づき、内部統制基本方針を決議し、内部統制およびリスク管理の体制整備に取り組んでおります。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「ミウラグループ企業行動規範」において、法令を遵守することはもちろん、企業倫理に照らして誠実かつ公正に業務を遂行することを企業活動の重要な基本方針とし、反社会的な活動を行う団体や勢力とは、一切の関係を持たないことを明記しております。
この企業行動規範を社内およびグループ各社において周知徹底するため、社員研修を実施しております。
反社会的勢力への対応については、「反社会的勢力対応要領」を制定し、この要領に基づき、所轄の警察署や顧問弁護士の指導を仰ぎながら、企業として毅然とした態度で臨んでおります。また、総務部門は、警察関連団体や企業防衛対策協議会等の講演会などに参加し、情報の収集に努めています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記事項はありません。

